

# (旧)『心やさしい海辺のまち・佐世保の景観づくり要綱』

## 前 文

### 第 1 章 総則

- ①目的
- ②定義
- ③市長の責務
- ④市民等の責務
- ⑤事業者の責務
- ⑥先導的役割

### 第 2 章 景観形成地区

- ⑦景観形成地区の指定
- ⑧景観形成計画及び景観形成基準
- ⑨行為の届出
- ⑩景観形成基準に基づく指導等

### 第 3 章 地区景観づくり協議会

- ⑪地区景観づくり協議会の認定
- ⑫景観づくり提案

### 第 4 章 都市景観づくり委員会

- ⑬都市景観づくり委員会

### 第 5 章 表彰・助成

- ⑭表彰
- ⑮地区景観づくり協議会に対する助成

### 第 6 章 その他

- ⑯意見の聴取
- ⑰その他

『関係資料』 ●都市景観細目

## 『前文』

美しき天然の良港と、日本でも有数のリアス式海岸、  
西海に沈む夕陽と、季節や時間とともに様々な表情を見せる九十九島、  
そして、港にまつわる歴史と文化、  
わたしたちのまち佐世保は、まさに「海から生まれ育ったまち」ともいえます。

そして、港を取り囲む弓張や烏帽子の山々と、  
そこから見渡すダイナミックな都市景観。  
海、港、坂道、教会、公園、基地、レンガ倉庫、・・・・・・・・。  
海からの風と異文化の風を受けながら、

この地域に住む人も、この地を訪れた人も、この地を離れた人も、  
これらの風景や人と出会い、ときにそれぞれの心の中に原風景として刻みこまれる。  
優れた都市景観は私たち全ての共有の財産であり、  
時には人の心を和ませ、人格をも形成し、まちへの誇りと愛着を抱かせます。

私たち、市民、事業者、行政など多様な主体が、  
景観（まち）づくりに対する自覚と責任を持ちながら、  
『心やさしい海辺のまち』の形成に協働で取り組んでいくために、  
ここに『心やさしい海辺のまち・佐世保の景観づくり要綱』を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、佐世保らしい個性と魅力ある都市景観の創造及び育成について、必要な事項を定めることにより、「心やさしい海辺のまち」にふさわしい都市景観の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 都市景観の保全、育成、創造することをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で都市景観細目（以下「細目」という。）で定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するはり紙及びはり札を除く屋外広告物並びにこれらを掲出する物件をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、優れた都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

- 2 市長は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市長は、都市景観の形成について市民の意識を高め、又は知識の普及を図るため必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設置した団体に対し都市景観の形成について協力を要請することができる。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、自らが都市景観を形成する主体であることを認識し、都市景観の形成に関する意識を高め、都市景観の形成に寄与するように努めるものとする。

- 2 市民等は、建築物等の建設等、土地の区画形質の変更、又は木竹の伐採等をしようとするとき周囲の景観との調和に配慮するとともに、積極的に都市景観の形成に努めるものとする。
- 3 市民等は、市長が行う都市景観の形成に関する施策に協力するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を生かし、自らの責任において必要な配慮をするなど、積極的に都市景観の形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、市長が行う都市景観の形成に関する施策に協力するものとする。

### (先導的役割)

第6条 市は、公共施設等自ら関係する事業の実施に際しては、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

## 第2章 景観形成地区の指定等

### (景観形成地区の指定)

第7条 市長は、都市景観形成を図る必要があると認める地区を景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該地区ごとに景観形成計画及び景観形成基準を定めなければならない。

3 市長は、景観形成地区を指定しようとするとき、並びに景観形成計画及び景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民その他利害関係人並びに佐世保市都市景観づくり委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観形成地区の指定並びに景観形成計画及び景観形成基準を定めようとするときはこれらを公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係者は同項の縦覧満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、都市景観形成地区を指定したとき又は景観形成計画及び景観形成基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

7 第3項から第6項の規定は、景観形成地区、景観形成計画又は景観形成基準を変更する場合について準用する。

### (景観形成計画及び景観形成基準)

第8条 景観形成計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 都市景観の形成の基本目標
- (2) 道路、公園その他公共施設に係る都市景観の形成に関する方針
- (3) その他都市景観の形成に関し必要な事項

2 景観形成基準は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の規模、位置、色彩及び形態
- (2) 土地の形質
- (3) 樹木の態様
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### (行為の届出)

第9条 景観形成地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、細目で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るものとする。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは修繕又は外観の変更
- (2) 広告物の設置、改造、移転又は外観の変更
- (3) 土地の区画形質の変更
- (4) 土石等の採取
- (5) 木竹の伐採
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (7) その他都市景観に影響を与える行為で市長が必要と認めるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で細目で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) その他市長が認める行為

3 第1項の規定による行為の届出は、当該行為に係る法令に基づく申請の日前30日まで、及び法令上の手続きを要しない行為は着手日前30日までとする。

(景観形成基準に基づく指導等)

第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、景観形成上必要があると認めるときは、必要な助言、指導又は要請をすることができる。

2 市長は、景観形成地区内の既存の建築物等、広告物又はその他について、景観形成上必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、当該地区の地区景観形成計画及び景観形成基準に従い、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は要請をすることができる。

(地区景観づくり協議会の認定)

第11条 市長は、一定の地区内の住民等により構成された団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していると認めるものを地区景観づくり協議会として認定することができる。

- (1) その団体が、地区における都市景観の形成を図ることにより、住み良いまちづくりを推進することを目的として設立されたものであり、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その団体及び活動が、当該地区の住民等の多数の支持を得ていること。
- (3) その団体の活動が、他人の所有権その他の権利を不当に制限していないこと。
- (4) 地区景観づくり協議会の活動助成金の交付に関する細目で定める要件を満たしている団体規約が定められていること。

2 前項に規定する認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定した地区景観づくり協議会が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は適切に運営されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観づくり提案)

第12条 地区景観づくり協議会は、当該地区の都市景観の形成に関する提案を市長に提出することができる。

2 市長は、都市景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、景観づくり提案に配慮するよう努めなければならない。

#### 第4章 都市景観づくり委員会

第13条 市長は、優れた都市景観の形成を図るため、佐世保市都市景観づくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 15 人以内で組織し任期を2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民等
  - (3) 市職員
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会は、市長の求めに応じ、都市景観の形成について重要な事項を検討する。
- 6 委員会は、市長に対して都市景観の形成に必要な意見を述べることができる。
- 7 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 第5章 表彰・助成

### (表彰)

- 第14条 市長は、景観デザイン賞細目に基づき、優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等又は広告物その他について関係者を表彰することができる。
- 2 市長は、景観デザイン賞細目に基づき、都市景観の形成に係わる活動に貢献した者を表彰することができる。

### (地区景観づくり協議会に対する助成)

- 第15条 市長は、地区景観づくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

## 第6章 その他

### (意見の聴取)

- 第16条 市長は、この要綱の適切な運用を図るため別に定める佐世保市景観アドバイザー設置に関する細目に基づき、必要に応じ学識経験者又は専門家の意見を聴くことができる。

### (その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、佐世保市の都市景観づくりについて必要な事項については別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。